

官報

号外

昭和三十年十二月十四日

○第二十三回 参議院會議録第六号

昭和三十年十二月十四日(水曜日)午前
十時四十七分開議

議事日程 第六号

昭和三十年十二月十四日

午前十時開議

第一 国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(選挙制度調査会委員)

第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(地方行政委員会提出)

第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第六 鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

法務委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

松野 鶴平君

川村 松助君

佐野 廣君

高橋進太郎君

西岡 ハル君

泉山 三六君

深川タマエ君

青山 正一君

大屋 晋三君

大谷 實雄君

小野 義夫君

高橋進太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

法務委員

大屋 晋三君

高橋進太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

法務委員

建設委員

予算委員

懲罰委員

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

泉山 三六君

松野 鶴平君

大谷 實雄君

佐野 廣君

青山 正一君

深川タマエ君

川村 松助君

西岡 ハル君

高橋進太郎君

小野 義夫君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

同

同

同

同

同

同

同

同

同

建設委員

予算委員

懲罰委員

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

建設委員

予算委員

懲罰委員

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

建設委員

予算委員

懲罰委員

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和三十年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(横路節雄君外十二名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案 地方行政委員会に付託

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

去る八日委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は去る九日それぞれこれを承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 郵政事業の運営実情に関する調査

一、目的 郵政事業の運営の適正を期し、その経営改善を調査検討する。

一、方法 広く関係方面から計画、実施、成果等につき意見を聴取し、資料の収集並びに実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十年十二月八日

通信委員長 松平 勇雄

参議院議長河井彌八郎

調査承認要求書

昭和三十年十二月十四日 参議院會議録第六号 議長の報告

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十年十二月八日

通信委員長 松平 勇雄

参議院議長河井彌八郎

去る九日委員長から提出した委員派遣変更を要求書記の通り議長は、即日これを承認した。

委員派遣変更承認要求書

昭和三十年十二月六日提出し、同日議長の承認を得たソ連地区引揚者の実情調査のための委員派遣承認要求書中派遣委員「高野一夫」とあるのを「青山正一」に変更したい。
右要求する。

昭和三十年十二月九日

社会労働 重盛 壽治
委員長

参議院議長河井彌八郎

同日本院は、鉄道建設審議会委員八木秀次君及び伊能繁次郎君辞任による補欠として松野鶴平君及び寺尾豊君を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員に藤田宗一君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、地方財政審議会委員に児玉政介君、木村清司君、上原六郎君、荻田保君及び遠山信一郎君を任命した

ことについて同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員に横溝光輝君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に中山均君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は、十二月二日地方制度調査会委員参議院議員中川幸平君は、懲罰委員長に選任されたため国会法第三十条第二項の規定により同委員を解かれたので、その補欠として寺本廣作君を推薦する旨内閣に通知した。

同日内閣から、積雪寒冷地帯振興対策審議会委員である森八三一君から同委員辞任の申出があったので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、衆議院議員大村清一君及び参議院議員郡祐一君を選挙制度調査会委員に任命することについて国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、文化財保護委員会委員に川北順一君及び細川護立君を任命したいので文化財保護法第九条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

去る十日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(方賀貢君外十三名提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

総理府設置法の一部を改正する法律案

原子力委員会設置法案

同日議長は、左の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

一昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 須藤 五郎君
地方行政委員 白波瀬米吉君

同 西郷吉之助君
法務委員 斎藤 昇君

同 堀 眞琴君
外務委員 佐野 廣君

同 森田 義衛君
大蔵委員 三木與吉郎君

同 高橋進太郎君
社会労働委員 小林 武治君

同 館 哲二君
運輸委員 小野 義夫君

同 宮城タマヨ君
懲罰委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 堀 眞琴君
地方行政委員 佐野 廣君

同 斎藤 昇君
法務委員 西郷吉之助君

同 須藤 五郎君
外務委員 白波瀬米吉君

同 三木與吉郎君
大蔵委員 森田 義衛君

同 小野 義夫君
社会労働委員 館 哲二君

同 小林 武治君
運輸委員 高橋進太郎君

同 野田 俊作君
懲罰委員

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案(法務委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

総理府設置法の二部を改正する法律案

原子力委員会設置法案

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案

法務委員会に付託

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

議院運営委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

公職選挙法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

万国著作権条約の批准について承認を求めるの件

万国著作権条約の条件附の批准、受諾又は加入に関する同条約の第三附屬議定書の批准について承認を求めるの件

無国籍者及び亡命者の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同

条約の第一附属議定書の批准について承認を求める件
ある種の国際機関の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第二附属議定書の批准について承認を求める件

外務委員会に付託
昭和三十年年度特別会計予算補正(特第2号)
予算委員会に付託
同日委員長から左の報告書を提出した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)可決報告書
同日外務大臣から議長及び事務総長宛、左の通知があった。

昭和三十年十二月九日

外務大臣

参議院議長殿

国際連合への加盟に関する貴院決議の伝達方に関する件

先般の貴院の決議は外務大臣より、直ちに、ハマシヨールド国連事務総長、マーサ総会議長及びマンロー安全保障理事会議長に伝達され、十二月七日国連事務総長より外務大臣あて(十二月八日受理)別添のとおり通報があつたので御通報する。

本信送付先 衆議院議長、事務総長、参議院議長、事務総長

(別添)

十二月六日の衆議院採決決議及び同日の参議院採決決議を伝達せる貴大臣総会議長、安全保障理事会議長並びに本官あて電報を受領し、各国連加盟国に回布した。

国連事務総長

ダグ・ハマシヨールド

重光外務大臣殿

同日議長は、十二月二日地方制度調査会委員参議院議員赤木正雄君は建設委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同委員を解かれたので、その補欠として小林武治君を推薦する旨を内閣に通知した。

同日内閣から、皇室経済会議予備議員河合義一君から同予備議員辞任の申出があつたので後任者の互選を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、湿地単作地域農業改良促進対策審議会委員三橋八次郎君から同委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、畑地農業改良促進対策審議会委員矢嶋三義君から同委員辞任

の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、北海道開発審議会委員若木勝蔵君から同委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保障制度審議会委員竹中勝男君及び上條愛一君から同委員辞任の申出があつたので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、国土総合開発審議会委員山本経勝君から同委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員清澤俊英君から同委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、離島振興対策審議会委員森崎隆君及び松浦清一君から同委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

経済企画庁 長官官房長 酒井 俊彦君
大蔵省主計局次長 原 純夫君

文部省社会教育局長 内藤三郎君
文化財保護委員会事務局長 岡田 孝平君

同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁長官官房長酒井俊彦君外三名(前掲議長承認のとおり)を同日附をもつて第二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 遠藤 柳作君
大野木秀次郎君

同 植竹 春彦君
中川 幸平君

文教委員 三木與吉郎君
西川弥平治君

社会労働委員 西川弥平治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 西川弥平治君
三木與吉郎君

同 中川 幸平君
植竹 春彦君

文教委員 大野木秀次郎君
遠藤 柳作君

社会労働委員 遠藤 柳作君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和三十年年度の地方財政に関する特別措置法案 地方行政委員会に付託

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

緊急失業対策法の一部を改正する法律案(多賀谷風雄君外十三名提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

原子力基本法案(中曾根康弘君外四百二十一名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

可決報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

鉱業法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院事務総長から、本院事務総長宛衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左の通り選任し、且つ予備員の職務を行ふ順序は頭書の通り持定した旨の通知書を受領した。

会議 裁判官訴訟裁判所裁判員
 田中伊三三君(松山義雄君の補欠)
 山本 正一君(山本桑吉君の補欠)
 同予備員
 第一 高村 坂彦君(米田吉盛君の補欠)
 第四 権名 隆君(堀内一雄君の補欠)
 同日衆議院事務総長から、本院事務総長宛衆議院は裁判官訴訟追委員を左の通り選任した旨の通知書を受領した。
 裁判官訴訟追委員
 内田 常雄君(江崎真澄君の補欠)
 世耕 弘一君(高木松吉君の補欠)
 瀬戸山三男君(高橋順一君の補欠)
 瀬上房太郎君(藤尾弘吉君の補欠)
 同日議長は、社会保障制度審議会委員参議院議員竹中勝男君及び同上條愛一君の辞任による補欠として左記の者を推薦する旨を内閣に通知した。

裁判官訴訟裁判所裁判員

池田 清志君(濱地文平君の補欠)
 田中伊三三君(松山義雄君の補欠)
 山本 正一君(山本桑吉君の補欠)
 同予備員

第一 高村 坂彦君(米田吉盛君の補欠)
 第四 権名 隆君(堀内一雄君の補欠)

の補欠

同日衆議院事務総長から、本院事務総長宛衆議院は裁判官訴訟追委員を左の通り選任した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から、本院事務総長宛衆議院は裁判官訴訟追委員を左の通り選任した旨の通知書を受領した。

裁判官訴訟追委員

内田 常雄君(江崎真澄君の補欠)
 世耕 弘一君(高木松吉君の補欠)
 瀬戸山三男君(高橋順一君の補欠)
 瀬上房太郎君(藤尾弘吉君の補欠)

同日議長は、社会保障制度審議会委員参議院議員竹中勝男君及び同上條愛一君の辞任による補欠として左記の者を推薦する旨を内閣に通知した。

推薦する旨を内閣に通知した。

記

(参議院議員竹中勝男君の補欠)

参議院議員 藤原 道子君

(参議院議員上條愛一君の補欠)

同 村尾 重雄君

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

科学技術行政協 議事事務局局長 鈴江 康平君

同日内閣総理大臣から議長宛、科学技術行政協議会事務局局長鈴江康平君(前掲の議長承認のとおり)を同日付をもって第二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(河井彌八君) これより今日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。松岡平市君、野田俊作君から裁判官訴訟追委員を、白川一雄君から同予備員を、それぞれ辞任したい旨の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よっていずれも許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) つきましては、この際、日程に追加して、その選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よっていずれも許可することに決しました。

長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○上林忠次君 私は、ただいまの榊原君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 榊原君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よって議長は、裁判官訴訟追委員に井上清一君、高木正夫君、同予備員に森田義衛君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 去る二日、常任委員長に選任せられました山川良一君は北海道開発審議会委員を、飯島連次郎君は飼料供給安定審議会委員を、国会法第三十一条第二項の規定により解かれました。

つきましては、この際、日程に追加して、その選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よっていずれも許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よっていずれも許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 上林君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よって議長は、北海道開発審議会委員に北勝太郎君、飼料供給安定審議会委員に島村軍次君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 内閣総理大臣から、去る九日、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員森八三三君の辞任に伴う後任者を、また一昨十二日、皇室経済會議予備議員河合義一君、北海道開発審議会委員若木勝蔵君、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員清澤俊英君、国土総合開発審議会委員山本経勝君、湿地単作地域農業改良促進対策審議会委員三橋八次郎君、離島振興対策審議会委員森崎隆君、松浦清一君、畑地農業改良促進対策審議会委員矢崎三義君の辞任に伴う後任者を指名されたいとの申し出がございました。

つきましては、この際、日程に追加して、その選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よっていずれも許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よっていずれも許可することに決しました。

○東隆君 ただいまの選挙は、いずれもその手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○上林忠次君 私は、ただいまの東君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 東君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よって議長は、皇室経済會議予備議員に海野三朗君、北海道開発審議会委員に木下源吾君、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員に堀末治君、小林孝平君、国土総合開発審議会委員に成瀬晴治君、湿地単作地域農業改良促進対策審議会委員に清澤俊英君、離島振興対策審議会委員に藤野繁雄君、佐多忠隆君、畑地農業改良促進対策審議会委員に江田三郎君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 日程第一、国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(選挙制度調査会委員)を議題といたします。

去る九日、内閣総理大臣から、選挙制度調査会委員に衆議院議員大村清一君、本院議員郡祐一君を任命することについて本院の議決を求めて参りました。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

昭和三十年十二月十四日 参議院會議録第六号 公職選挙法の一部を改正する法律案外一件

六六

中「衆議院議員、都道府県知事及び」を削り、「委員」の下に「及び地方自治法第五十五条第二項(区を設ける指定市)の市長」を加え、「十五日」を「十日」に改め、同項第三号中「市の議会の議員、長」を「前号に規定する市の議会の議員」に、「十日」を「七日」に改め、同項第四号中「五日」を「四日」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号に規定する市以外の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の候補者にあつては、その選挙の期日前五日

第八十六条第三項中「地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつては」を「参議院(地方選出)議員、都道府県及び市の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつては」に改め、同条第四項中「例により」の下に「都道府県知事及び市長の選挙にあつては」を、「三日ま

で」の下に「町村の長の選挙にあつては」の選挙の期日前二日までに」を加える。

第八十七条の次に次の一条を加える。

(知事、市長を退職した者の立候補制限)

第八十七条の二 都道府県知事又は市長の職の退職を申し出た者は、当該退職の申出があつたことに因り告示された都道府県知事又は市長の選挙における候補者となることができない。

第九十二条第三号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第二号を次のように改める。

二 参議院(全国選出)議員の選挙

二十万円

三 参議院(地方選出)議員の選挙

十万円

第三百三十八条の二の次に次の一条を加える。

(人気投票の公表の禁止)

第三百三十八条の三 何人も、選挙に關し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。

第四百一条の二第一項中「運転手(その交替要員を含め二人に限

る。を」公職の候補者、運転手(自動車一台につき一人に限る。に、同条第二項中「運転手」を「公職の候補者、運転手」に改める。

第四百二十二条第一項第二号中「五

万枚」を「六万枚」に、「一万枚」を

「当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万五千枚、当該都道府県の区域内

の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに三千枚を一万五千枚に加えた数」に、同条第三項ただし書中「第二号から

第四号まで」を「第二号」に、「回覧

させること」を「同号に規定する自動

車又は船舶に取り付けたままで回覧させること、及び公職の候補者が同

項第三号に規定するものを着用した

ままで回覧すること」に改める。

第四百三十三条第一項第二号及び第

三三三を次のように改める。

二 第四百三十一條(自動車、拡声

機及び船舶の使用)の規定によ

り選挙運動のために使用される

自動車又は船舶に取り付けて使

用するポスター、立札、ちよう

ちん及び看板の類で当該選挙の

種類、公職の候補者の氏名及び

その者の属する政党その他の政治団体の名称を記載したもの

三 公職の候補者が使用するたす

き、胸章及び腕章の類

第四百四十四条第一項第一号本文中

「参議院(地方選出)議員、都道府県

知事」を削り、「二千枚」を「五千枚」

に改め、同号ただし書を削り、同項

第二号中「二万枚」を「五万枚」に改

め、同項中第四号を第五号とし、第

三三三を第四号とし、第二号の次に次

の一号を加える。

三 参議院(地方選出)議員及び都

道府県知事の選挙にあつては、

公職の候補者一人について、当

該都道府県の区域内の衆議院議

員の選挙区の数が一である場合

には八千枚、当該都道府県の区

域内の衆議院議員の選挙区の数

が一を超える場合にはその一を

増すごとに三千枚を八千枚に加

えた数

第四百四十八条第一項中「選挙運動

の制限に關する規定」の下に「(第百

三十八条の三(人気投票の公表の禁

止)の規定を除く。を加え、同条第

三項第一号ハ中「六箇月」を「一年」に

改める。

第四百四十八条の三を削る。

第五百五十一条第二項を次のように改める。

2 前項の放送の回数は、公職の候

補者一人について、衆議院議員の

選挙にあつては概ね十回、その他

の選挙にあつては概ね五回とす

る。但し、日本放送協会は、事情

の許す限り、その回数を多くする

ように努めなければならない。

第五百五十一条の三を第五百五十一

条の四とし、第五百五十一条の二を第

百五十一条の三とし、第五百五十一

条の次に次の一条を加える。

(政見放送及び経歴放送を中止す

る場合)

第五百五十一条の二 第百条第一項

(無投票選挙)の規定に該当し投票

を行うことを必要としなくなつた

ときは、政見放送及び経歴放送の

手続は、中止する。

2 天災その他避けることのできな

い事故その他特別の事情に因る政

見放送又は経歴放送が不能となつ

た場合においては、これに代るべ

き政見放送又は経歴放送は行わ

ない。

第五百五十五条第一項中「三日」を

「衆議院議員の選挙にあつては三日

中「衆議院議員の総選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」とあるのは「都道府県知事又は市長の選挙の行われる区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」と、同項但書中「全国を通じて二十五人」とあるのは「に改める」。

第二百一条の十一を第二百一条の十三とし、第二百一条の十を第二百一条の十二とし、第二百一条の九第一項中「当該政党その他の政治団体の所属候補者」を「公職の候補者」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、以下順次一項ずつ繰り上げ、同条を第二百一条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

(政談演説会等の制限)

第二百一条の十一 政党その他の政治団体は、午後九時から翌日午前六時までの間は、本章の規定による街頭政談演説を開催することができない。

2 政党その他の政治団体は、第五百十二条(義務制公営立会演説会)又は第六十条の二(任意制公営立会演説会)の立会演説会の開催予定時刻の二時間前からその終了予定時刻の二時間後までの間は、当該立会演説会の会場から三町以

内の区域において、本章の規定による政談演説会又は街頭政談演説を開催することができない。

3 政党その他の政治団体は、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三町以内の区域において、本章の規定による政談演説会又は街頭政談演説を開催することができない。

第二百一条の八の次に次の一条を加える。

(二以上の選挙が行われる場合の政治活動)

第二百一条の九 前四条の規定は、これらの条に掲げる選挙の二以上のものが行われる場合において、一の選挙の行われる区域が他の選挙の行われる区域の全部又は一部を含む、且つ、一の選挙の選挙運動の期間及び選挙の当日が他の選挙運動の期間又は選挙の当日にかかるときは、これらの条のそれぞれの規定により政治活動を行うことのできる政党その他の政治団体が、その二以上の選挙が重複して

行われる区域においてその期間それぞれ規定に従つて政治活動を行うことを妨げるものではない。

第二百三十五条の二第一号中「その新聞紙又は」を「その新聞紙若しくは」に、「及び」を「又は」に、同条第二号中「第二百一条の十一」を「第二百一条の十三」に、「新聞紙又は」を「新聞紙若しくは」に、「担当した者及び」を「担当した者又は」に改め、同条第四号を削る。

第二百三十五条の三第一号中「第五百十一条の二」を「第五百十一条の三」に、同条第二号中「第五百十一条の三」を「第五百十一条の四」に改める。

第二百四十二条の次に次の一条を加える。

(人気投票の公表の禁止違反)

第二百四十二条の二 第二百三十八条の三(人気投票の公表の禁止)の規定に違反して人気投票の経過又は結果を公表した者は、二年以下の禁、又は二万五千円以下の罰金に処する。但し、新聞紙又は雑誌にあっては、その編集を實際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者を、放送に

あつては、その編集をした者又は放送をさせた者を罰する。

第二百四十三条第八号の二中「第六十四条の二第十項(個人演説会場の掲示)若しくは第十一項(個人演説会告知用ポスター)又は第二百一条の三第一項(ポスターの特例)」を「第六十四条の二第七項(個人演説会場の掲示)」に改める。

第二百四十四条第三号及び第四号中「(第六十四条の二第九項(個人演説会告知用ポスター)において準用する場合を含む。)」を削る。

第二百五十二条の二第一項中「又は第二百一条の十」を、第二百一条の十一(政談演説会等の制限)又は第二百一条の十二に改め、同条第二項第一号中「第二百一条の九」を「第二百一条の十」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二百一条の九第四項」を「第二百一条の第十第三項」に改め、同条を同項第二号とし、同項第四号中「第二百一条の九第五項若しくは第六項の規定又は第七項」を「第二百一条の第十第四項若しくは第五項の規定又は第六項」に改め、同条を同項第三号とする。

第二百六十四条第二項中「第十号の三」を削る。

附則

1 この法律は、昭和三十一年二月一日から施行し、第六十八条の改正規定及び第八十七条の二の規定を加える改正規定は、この法律施行後に都道府県知事又は市長の職の退職を申し出た者につき適用する。

2 この法律施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際現に公職選挙法第四十八条第三項第一号イ及びロの条件を具備する新聞紙又は雑誌は、改正前の同号ハの条件を具備する場合に限り、改正後の同号ハの条件を具備しないものでも改正後の同号に該当する新聞紙又は雑誌とみなす。

4 この法律施行前にした行為及び第二項の規定により従前の例により行われる選挙に關してした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条中「第二百三十五条の二第一号、第二号、第四号」を「第二百三十五条の二第一号、第二号、第三号」に改め、「第二百三十六条第二項」の下に「第二百三十九条第四号、第二百四十二条の二」を加える。

6 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二百三十五条の二第一号、第二号及び第四号」を「第二百三十五条の二第一号及び第二号」に、「第二百四十条第三号」を「第二百三十九条第四号、第二百四十条第三号、第二百四十二条の二」に改め、同条の表のうち第六十八条第一項第二号の項中「重複立候補の禁止」の下に「第八十七条の二(知事、市長を退職した者の立候補制限)」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十年十二月十四日 参議院会議録第六号 公職選挙法の一部を改正する法律案外一件

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年十二月十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第三項中「二人」を「三人」に改め、同条第五項中「二人」を「三人」に、「一人」を「二人」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔松岡平市君登壇、拍手〕

○松岡平市君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

公職選挙法は、昭和二十五年公布以來滿五カ年を経過し、その間屢次改正を重ねて今日に至っておりますが、本年二月には衆議院議員の総選挙、四月

には地方選挙が行われ、明年は参議院議員の通常選挙を控えておりますので、これらの事実にかんがみ、選挙が公明にかつ適正に行われるために、この際特に緊要と認められる事項を取り上げて、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容は、前国会において本院を通過し衆議院において審議未了となりしました改正法律案とほとんど同一のものでありますから、その詳細については説明を省略いたしますが、以下その主要点だけをごく簡単に申し上げます。

改正の第一は、都道府県知事または市長の職の自発的退職を申し出た者は、当該退職の申し立てがあったことにより告示された選挙に立候補することとができないものとしたのであります。これはいわゆるお手盛り選挙が、選挙の公正を害するものとして、きびしい世論の批判を受けている事実にかんがみ、あえてここに取り上げた次第であります。

改正の第二は、参議院全国選出議員の選挙の場合の供託金は、候補者一人につき現行十萬圓を二十萬圓に増額いたしました。

改正の第三は、参議院議員の選挙については五日、その他の選挙については、衆議院議員の選挙を除き、右に準じて選挙の運動期間を短縮するため、選挙期日の公示または告示の期日、立候補の締め切り期限、補充立候補期間、立会演説会開催の決定の告示期日等を、それぞれ改めたのであります。

改正の第四は、選挙運動に関するものであります。教項目にわたっておりませんが、参議院議員候補者の選挙運動用無料はがきの枚数を増加し、個人演説会告知用ポスターの制度を廃止して、選挙運動用ポスターに一本化し、その枚数を改め、現行の新聞紙、雑誌の人氣投票掲載の制限規定を改めて、広く何人も選挙に関し公職につくべきものを予想する人氣投票の経過または結果を公表してはならないものとし、選挙に関し報道及び評論を掲載する自由を有する新聞紙または雑誌は、当該選挙の選挙期日の公示または告示の日前一年以來引き続き発行するものに限るものとする等の諸点が、その主要なものであります。

改正の第五は、政党その他の政治団体の選挙における政治活動について、関係規定を明確化し、ルールの確立をはかった次第であります。

以上のほか、選挙管理等に関する規定に若干の改正を加え、またこの法律は昭和三十一年二月一日から施行することとし、これに伴つて所要の規定の整理を行なったのであります。

なお、本案は国会法第五十七条の三に規定する予算を伴う法律案に該当するものとして、内閣の意見を求めましたところ、早川自治政務次官より「内閣としてはやむを得ないものと認める」旨を述べられました。

何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、中央選挙管理会の委員及び予備委員についての政党制限に関する規定を、政界の実情に即するように改正しようとするものであります。

差いて内閣総理大臣の任命する五人の委員によつて構成されておられ、また委員と同数の予備委員が委員と同様の方法によつて選ばれることになっているのであります。しこうして、国会の指名に際しては、同管理会の職務内容及び本質にかんがみまして、政党制限の規定が特に設けられ、同一の政党その他の団体に属する者が、二人以上となつてはならないとされているのであります。しかしながら、最近における政党的合同等の事情にかんがみると、現行法の政党制限に関する規定は、必ずしも政界の実情に即するものとは考えられないので、今回この規定に改正を加えることとしたのであります。すなわち政党制限に関する規定について、同一政党及びその他の団体に属する者は、これを二人まで認めることとしたしております。

なお中央選挙管理会の委員は、すでに本年八月三十日にその任期が満了しておりますので、この改正法律案が成立した場合におきましては、今国会において、新委員を指名することになるのであります。

地方行政委員会におきましては、本月十二日、政府当局より提案理由の説明を聴取した後、格別の質疑もなく、討論

論においても発言なく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第四、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長長の報告を求めます。内閣委員長小柳牧衛君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年十二月十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長河井彌八郎

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の百五十」を「百分の二百」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則第三号及び防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項(南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)第七条第三項において準用する

場合を含む。)の規定により算出する期末手当の額のうち改正前の算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができ。

3 昭和三十年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分、同日から五日以内に支給することができ。

保ある諸条件を考慮した結果、年末に支給される手当につき若干の増額が必要であると認められるに至った。よつて政府は、財政その他の事情を考慮の上、本年七月十六日付の人事院の勧告を尊重し、十二月十五日に支給する手当について、期末手当の額を〇・二五カ月分を増額して一カ月分とし、勤勉手当と合せて合計一・五カ月分を支給することとした次第である。しかしながらこれが実施については、かなりの財源を必要とするので、政府は、財源捻出について慎重検討した結果、昭和三十年においては特別措置を講ずることとし、すなわち本法律案により増額されることとなる部分については、既定経費の節約及び必要ある場合には既定予算の移、流用により、各庁の長が予算の範囲内で定める割合により支給することとした。以上が本法律案の提案の理由として政府の説明するところであり。

〔小柳牧衛君登壇、拍手〕

○小柳牧衛君 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法律案の提案の理由として政府の説明するところを申し上げます。と、国家公務員に対しては、夏期及び年末に、それぞれ期末手当及び勤勉手当が支給せられておるが、最近における民間給与、生計費、その他給与に関

開きまして、河野、太田阿国務大臣及び根本官房長官、その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その審議によつて次の諸点が明らかにされたのであります。

その第一点は、手当増額支給に関する本月七日の閣議決定についてでありまして、その内容を申し上げますと、

国家公務員に対して昭和三十年末に支給する手当について、その基本給の〇・二五カ月分に相当する金額をこえず、かつ既定予算の範囲内で行うものとし、これに関する措置は、極力既定人件費の節約により捻出することとし、必要な場合には、さらに旅費、庁費などの節約を行い、この措置を実施するため、必要がある場合には既定予算の移、流用を行うほか、昭和三十年度第四・四半期支給計画の一部を繰り上げるものとする、また政府関係機関職員に対する昭和三十年末に支給される手当については、国家公務員の場合に準じ、既定予算の節約、移、流用によって増額支給することができると、地方公務員に対する昭和三十年末に支給される手当は、国家公務員に準じ、増額支給する場合にも、これに必要な財源の捻出は、前述の国家公務員の場合に準ずることとし、また義務教育費国庫負担分の増額分については、将来財源措置を講ずることとし、地方団体のうち、さしあたり資金繰り上必要やむを得ざるものについて、は、政府が短期融資を行うことがある

こと、以上が閣議決定の内容であります。

その第二点は、本法律案の実施に伴う経費の点であります。本案による増額分、すなわち〇・二五カ月分を完全に増額支給するためには、一般会計分十九億四千五百万円、特別会計分三億一千万円、政府関係機関分二十七億二千七百万円、義務制学校職員を含めた地方公共団体分五十八億三千九百万円、計百十八億二千九百万円を要することになっております。これが財源措置につきましては、さきに申し上げました閣議決定の通り、本年度は暫定措置として、既定予算の節約及び移、流用等によりまかなうものとしたしておりますが、明年度以降におきましては、その予算編成の際に十分措置する政府の方針であることとであります。

予算の移、流用によって手当増額分はまかない得る見込みである旨、根本官房長官より答弁がありました。

その第四点は、手当増額と人事院勧告との関係及び本法律案附則第二項の点についてでありまして、「政府の説明によれば、政府は今回の手当増額の措置は、人事院の勧告を尊重して行なったことであるが、物価、労働賃金等の現状より見て、この勧告自体が妥当であるかいか問題であり、また附則第二項の規定は、給与の公平の原則より見て妥当ではないと考えるが、政府の所見が」との質問に対しては、人事院の勧告を尊重すべきものであり、また公務員も、人事院の勧告に従っていくべきものとの信念のもとに、今回の措置に出たものであり、また各行政機関について手当増額分に充てる財源の有無について、一々調査する時間的余裕のない現状においてこの規定を設けるに至った次第である旨、河野国務大臣より答弁がありました。

予算と同額の膨大な予算を運用しておるゆえに、今回、国がこの手当増額分の捻出のために努力し得るならば、地方団体においても同様の努力によって手当増額分をみずからの手で捻出し得るものと考えざるが、もし、地方団体のうちでみずからの手で合理的に財政を運営して、なおこの増額分を支出し得ない地方団体に対しては、政府は短期融資の措置を講ずる方針であつて、かくのごとき財政の窮乏している地方団体の財政については、政府は通常国会において補正、または三十一年度予算で十分適当な措置を講ずる考えである旨答弁がありました。

なお、詳細は速記録について御承知をお願いいたしますが、昨日の委員会におきましては、質疑も終了いたしましたので、討論に入りましたところ、野本委員より、次のとき要望を付して本来に賛成する。その要望の第一は、「今回の期末手当の増額措置により人事院勧告が尊重されたことは真に喜ばしいことである。政府は将来とも人事院の勧告に耳を傾け、これを尊重せらるるより留意せられたい。」その二は、「国家公務員と地方公務員という身分上の相違から、その支給額に著しい差等、不均衡を来たすことは、公務を担当する同一の任務の立場から考えて不合理である。公平の原則を貫くより最大の努力をすべきである。」その第三は、「現在の地方財政の窮乏は、心ならずもこの公平の原則を貫き得ない実情であるから、これに対して政府が短期融資の方法を講じたことは時宜に適した措置と認むが、その跡始末については政府は最大の努力を払い、もつてその善後措置に遺憾なきを期してもらいたい。幸い太田、河野両国務大臣は、次期通常国会において補正、または三十一年度予算で処置する旨答弁せられていたので、この言明を裏切らないよう措置せられたい」旨、次いで田畑委員より、「本案は、政府が院内外の圧力により人事院勧告をいれることになったものであるが、今後政府は、人事院勧告を率直に受け入れるより努力してもらいたい。なお、地方財政に対する政府の態度はいまいであり、何ら具体的ものが示されていない。政府は地方に対して十分な努力を払い、短期融資についても、政府の責任において十分な跡始末がなされるよう要望する」との意見が述べられ、本法律案に社会党としては不満ながら賛成する旨、また最後に廣瀬委員より、「本法律案の妥当なることを認め

昭和三十年十二月十四日 参議院會議録第六号 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 鉱業法の一部を改正する法律案

七二

て賛成する旨、それぞれ発言がありました。

討論を終り、直ちに本法律案について採決をいたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第五、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず委員長長の報告を求めます。議院運営委員長石原幹市郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十年十二月十二日
衆議院議長 登谷 秀次
参議院議長 河井彌八君

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「百分の百五十」を「百分の二百」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二第二項の規定の昭和三十年における適用については、同項中「百分の二百」とあるのは「百分の百五十」をこえ百分の二百をこえない範囲内において、両議院の議長が協議して定める割合」と読み替えるものとする。

3 昭和三十年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二第二項

の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合には、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができる。

〔石原幹市郎君登壇、拍手〕

○石原幹市郎君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、一般職の職員の例によりまして、各議院の議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が、十二月十五日に受けるべき期末手当の額を増額するため、現行法律第十一条の二第二項中「百分の百五十」とあるのを「百分の二百」に改める等の内容を持つものであります。

本案は衆議院提出にかかるものでありまして、予算を伴う法律案である関係上、国会法第五十七条の三の規定により、同院において内閣の意見を聴取しましたところ、異議がないとのことでありましたが、さしあたり本年度においては既定予算の節約によって所要

経費を支弁するものであります。本委員会といたしましては、これらの点も勘案の上、慎重に審議いたしました結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第六、鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず委員長長の報告を求めます。商工委員長三輪貞治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

鉱業法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十年十二月七日
内閣総理大臣 鳩山 一郎

鉱業法の一部を改正する法律案
鉱業法の一部を改正する法律
鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「コバルト鉱」の下に「ウラン鉱、トリウム鉱」を加える。

附則

第一条 この法律は、昭和三十一年二月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にウラン鉱若しくはトリウム鉱を掘採している者又はその承継人は、この法律の施行の日から三月間は、従前の例によりその掘採を継続することができる。この法律の施行の日から三月以内に当該掘採者又はその承継人が当該掘採区域についてウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする鉱業権の設定の出願をした場合において、出願の却下若しくは不許可の通知を受けるまで、鉱業法第四十三条の規

定によつて許可がその効力を失う
まで、又は鉱業権の設定の登録が
あるまで、当該出願の区域につい
て、また同様とする。

(優先権)

第三条 この法律の施行の日の六月
以前から引き続きウラン鉱若しくは
トリウム鉱を掘採している者又は
はその承継人がこの法律の施行の
日から三月以内にウラン鉱又はト
リウム鉱を目的とする鉱業権の設
定の出願をしたときは、当該掘採区
域については、その者は、鉱業法
第二十七条の規定にかかわらず、
他の出願(この法律の施行前にし
た出願及び試掘権者がその試掘区
域と重複してした掘採権の設定の
出願を除く。)に対し優先権を有す
るものとし、かつ、鉱業法第十四条
第二項、第十六条、第二十九条、
第三十条及び第三十二条の規定
は、その出願には、適用しない。

トリウム鉱を目的とする鉱業権の
設定の出願をしたときは、当該権
利を行使することができる土地の
区域については、その者は、鉱業
法第二十七条の規定にかかわら
ず、他の出願(前条の規定による出
願、この法律の施行前にした出願
及び試掘権者がその試掘区域と重
複してした掘採権の設定の出願を
除く。)に対し優先権を有するもの
とし、かつ、鉱業法第十四条第二
項、第十六条、第二十九条、第三
十条及び第三十二条の規定は、そ
の出願には、適用しない。ただし、
当該土地の区域について前条の規
定によるウラン鉱又はトリウム鉱
を目的とする鉱業権の設定の出願
が許可されたときは、同法第十六
条、第二十九条又は第三十条の規
定については、この限りでない。

第五条 土地の所有者がこの法律の
施行の日から三月以内にウラン鉱
又はトリウム鉱を目的とする鉱業
権の設定の出願をしたときは、そ
の所有する土地の区域について
は、その者は、鉱業法第二十七条
の規定にかかわらず、他の出願(前
二条又はこの条の規定による出願、
この法律の施行前にした出願及び

び試掘権者がその試掘区域と重複
してした掘採権の設定の出願を除
く。)に対し優先権を有するものと
し、かつ、鉱業法第十四条第二項
及び第三十二条の規定は、その出
願には、適用しない。

(重複する区域の出願等)

第六条 附則第三条又は第四条の規
定により試掘権の設定の出願を
し、その設定の登録を得た者がそ
の試掘区域と重複してウラン鉱又
はトリウム鉱を目的とする掘採権
の設定の出願をしたときは、その
重複する部分については、鉱業法
第十六条及び第三十条の規定は、
適用しない。

2 前三条の規定により試掘権の設
定の出願をし、その設定の登録を
得た者がその試掘区域の全部を含
む区域についてウラン鉱又はトリ
ウム鉱を目的とする掘採権の設定
の出願をしたときは、鉱業法第十
四条第二項の規定は、適用しない。
第七条 附則第三条若しくは第四条
の規定による鉱業権の設定の出願
に係る掘採区域若しくは権利を行
使することができる土地の区域又
は附則第三条、第四条若しくは前
条第一項の規定によりその設定の

出願をし、その設定の登録を得た
鉱業権の区域と重複し、かつ、同
種の鉱床中に存する鉱物を目的と
する試掘区域の試掘権者がその重
複する部分と重複して試掘権の目
的となつてゐる鉱物を目的とする
掘採権の設定の出願をしたとき
は、その重複する部分については、
鉱業法第十六条及び第三十条の規
定は、適用しない。

(重複する区域の鉱業権等)

第八条 鉱業権者は、その鉱区が附
則第三条若しくは第四条の規定に
よる鉱業権の設定の出願に係る掘
採区域若しくは権利を行使するこ
とができる土地の区域又は附則第
三条、第四条若しくは第六条第一
項の規定によりその設定の出願を
し、その設定の登録を得た鉱業権
の区域と重複するときは、その重
複する部分については、鉱業法第
五条の規定にかかわらず、ウラン
鉱又はトリウム鉱を掘採し、及び
取得することができる。

2 前項に規定する場合のほか、鉱
業権者は、この法律の施行の日か
ら三月間は、鉱業法第五条の規定
にかかわらず、その鉱業権の目的
となつてゐる鉱物と同種の鉱床中

に存するウラン鉱又はトリウム鉱
を掘採し、及び取得することがで
きない。

第九条 附則第三条、第四条又は第
六条第一項の規定により鉱業権の
設定の出願をし、その設定の登録
を得た者は、その鉱区がウラン鉱
又はトリウム鉱と同種の鉱床中に
存する鉱物を目的とする他人の鉱
区と重複するときは、その重複する
部分については、鉱業法第五条の
規定にかかわらず、ウラン鉱又は
トリウム鉱以外の鉱物を掘採し、
及び取得することができない。
(協議及び決定)

第十条 附則第三条、第四条又は第
六条第一項の規定によりその設定
の出願をし、その設定の登録を得た
鉱業権の区域とウラン鉱又はトリ
ウム鉱と同種の鉱床中に存する鉱
物を目的とする鉱業権の区域が重
複する場合においては、鉱業権者
は、その重複する部分において鉱
物を掘採しようとするときは、他
の鉱業権者と協議しなければなら
ない。
2 前項の協議をすることができ
ず、又は協議がととのわなるとき

昭和三十年十二月十四日 参議院會議録第六号 鈹業法の一部を改正する法律案

は、鈹業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

3 鈹業法第四十七条第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

(補償金)

第十一条 この法律の施行の際、ウ

ラン鉱若しくはトリウム鉱を掘採している者又はウラン鉱若しくはトリウム鉱を目的とする土地の使用に關する権利を有している者から契約又は慣習により代償を受け

2 前項の場合においては、土地の所有者は、鈹業権者に対して、補償金について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。

3 前二項の場合においては、鈹業権者は、正当な理由がなければ、その承諾を拒むことができない。

産業局長の決定を申請することができる。

5 鈹業法第四十七条第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

〔三輪貞治君登壇、拍手〕

○三輪貞治君 ただいま議題となりました鈹業法の一部を改正する法律案に

原子力の平和利用のための研究が進められまして、今や実験研究の段階から実用化の段階に進みつつありまし

て、これが新たな産業革命を招来するものであると言われておりますこと

を充當することになっておりますが、昭和三十三年には、国産原子炉として天然ウラン重水型原子炉を築造する計画となつておるのであります。

急速に開発する必要が生じたのでござい

しかるにウラン鉱及びトリウム鉱につきましましては、いまだ鈹業法の適用

の際その権利関係を明確にいたしますることも、合理的な開発を推進する

ため鈹業法の一部を改正いたしました。これらを適用鉱物として追加する

ことといたしたのでござい

たが、その詳細については速記録によつ

て御承知願いたいと思ひます。かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、海野委員より、本法案に対して賛

成の意見を表明せられました。次いで採決の結果、本法律案は、全会一致

でもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でござい

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認め

ます。よつて本法案は、全会一致をもつて可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十三分散会

○本日の會議に付した案件
一、裁判官訴追委員及び同予備員の選挙
一、北海道開発審議委員会委員及び飼料供給安定審議委員会委員の選挙

一、積雪寒冷単作地帯振興対策審議委員会委員、皇空經濟會議予備議員、国土総合開発審議委員会委員、堀田單

作地域農業改良促進対策審議委員会委員、離島振興対策審議委員会委員及び

一、日程第一 国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件
(選挙制度調査会委員)

一、日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

一、日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(附第一号)
一、日程第四 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

一、日程第五 国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案
一、日程第六 鈹業法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君
議員 上林 忠次君 加賀山之雄君

昭和三十年十二月十四日 参議院會議録第六号

梶原 茂嘉君	奥 むめお君	石黒 忠篤君	赤木 正雄君	村上 義一君	三浦 辰雄君	廣瀬 久忠君	野田 俊作君	常岡 一郎君	田村 文吉君	竹下 豊次君	高瀬 莊太郎君	島村 軍次君	河野 謙三君	小林 政夫君	岸 良一君	大谷 豊潤君	西岡 ハル君	伊能 芳雄君	佐藤 清一郎君	仁田 竹一君	岡田 信次君	寺本 廣作君	大矢 半次郎君	木島 虎蔵君	植竹 春彦君	三浦 義男君	石原 幹市郎君	中山 壽彦君
柏太 庫治君	井野 碩哉君	山川 良一君	森田 義衛君	宮城 タマヨ君	前田 久吉君	早川 慎一君	豊田 雅孝君	土田 國太郎君	館 哲二君	高橋 道男君	新谷 寅三郎君	佐藤 尙武君	小林 武治君	後藤 文夫君	菊田 七平君	白波 瀬米吉君	井上 清一君	青柳 秀夫君	有馬 英二君	滝井 治三郎君	中川 幸平君	榎原 亨君	藤野 繁雄君	加藤 武徳君	谷口 弥三郎君	左藤 義詮君	寺尾 豊君	池田 宇右衛門君

苦米 地義三君	佐野 廣君	石井 桂君	西川 弥平治君	松平 勇雄君	最上 英子君	小瀧 彬君	山本 米治君	石村 幸作君	宮田 重文君	横川 信夫君	長谷 山行毅君	平井 太郎君	那 祐一君	黒川 武雄君	木村 篤太郎君	岡 三郎君	安部 キミ子君	河合 義一君	三木 與吉郎君	上條 愛一君	重政 庸徳君	三橋 八次郎君	小柳 牧衛君	平林 剛君	木内 四郎君	井上 知治君	草葉 隆圓君	佐多 忠隆君
斎藤 昇君	宮澤 喜一君	雨森 常夫君	横山 フク君	深川 タマエ君	田中 啓一君	紅露 みつ君	石川 榮一君	剣木 亨弘君	高野 一夫君	松岡 平市君	野本 品吉君	川村 松助君	笹森 順造君	一松 定吉君	石坂 豊一君	久保 等君	高田 なほ子君	三輪 貞治君	田中 一君	島津 忠彦君	東 隆君	入交 太蔵君	川口 爲之助君	内村 清次君	山下 義信君	山縣 勝見君	村尾 重雄君	市川 房枝君

八木 幸吉君	若木 勝蔵君	長谷部 ひろ君	江田 三郎君	矢嶋 三義君	片岡 文重君	吉田 法晴君	藤田 進君	千葉 信君	大倉 精一君	阿具根 登君	秋山 長造君	曾根 益君	岡田 宗司君	三木 治朗君	農林大臣	通商産業大臣	国務大臣	政府委員	人事院総裁	自治庁選挙部長	八木 秀次君	森崎 隆君	千田 正君	亀田 得治君	菊川 孝夫君	小林 亦治君	加瀬 完君	湯山 勇君	近藤 信一君	永岡 光治君	天田 勝正君	羽生 三七君	森下 政一君	戸叶 武君	河野 一郎君	石橋 湛山君	太田 正孝君	浅井 清君	兼子 秀夫君
--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	------	--------	------	------	-------	---------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------

〔参照〕
十二月十二日議長において、左の通り議席を変更した。

二二
一六五
三木與吉郎君

頁 段 行 誤 正
二二七 二十五カ国 二十八カ国
参議院會議録第四号正誤

昭和三十年十二月十四日 参議院会議録第六号

七六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部

十五円

(郵法附共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九百四三—五五五